



広島県章

令和5年度 広島県職員採用選考試験受験案内 (職業訓練指導員 第2回)

令和5年11月22日

広島県総務局人事課

- 受付期間 令和5年11月22日(水)～令和6年1月5日(金)午後5時まで
- 試験日 第1次試験 令和6年1月14日(日)
第2次試験 令和6年2月3日(土)～2月4日(日)
- 受験申込手続 広島県職員採用試験ポータルにより申込みを行ってください。

広島県職員(職業訓練指導員)の採用選考試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び勤務先

試験区分	採用予定人員	職務内容	主な勤務先
職業訓練指導員 (電気工事科)	若干名	配電、電気設備などに関する指導を行う。	県立高等技術専門学校
職業訓練指導員 (情報処理科)	若干名	情報処理などに関する指導を行う。	県立技術短期大学校 県立高等技術専門学校 広島障害者職業能力開発校

2 受験資格(国籍要件はありません。)

(1) 次のア～エのいずれかに該当する者は、受験できます。

ア 電気工事科、情報処理科の職業訓練指導員免許(以下「関係免許」といいます。)を有する者

イ 職業能力開発総合大学校において、関係免許職種に対応する学科の長期課程、専門課程、長期養成課程、短期養成課程若しくは職種転換課程を修了した者又は令和6年3月31日までに関係免許職種に対応する学科の指導員養成課程、短期養成課程若しくは高度養成課程を修了見込みの者

ウ 四年制大学において、関係免許職種に関する学科を修めて卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉若しくは福祉実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者

エ 厚生労働大臣が指定する講習を修了すれば、関係免許を取得できる者(別記「受験資格についての説明」(P.5)を御覧ください。)

(2) 昭和38年4月2日以降に生まれた者

(3) 次のア～ウのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 広島県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込手続等

(1) 申込方法

この試験では、受験申込や合否通知の確認等の手続を「広島県職員採用試験ポータル」のマイページにより行います。マイページ作成後、ログインして受験申込を行ってください。

受験申込の際、受験者本人の顔写真データ（縦横比4：3、申込前6ヶ月以内、無帽上半身正面向、データ形式jpg、jpeg、pngいずれか、容量3MB以内）の登録が必要です。登録した顔写真は受験票に表示され、今後の試験手続で使用されます。

【インターネットによる申込】※申込方法の詳細及び注意事項はこちらで御確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/recruit/saiyou-densi-index.html>

【広島県職員採用試験ポータル】

<https://saiyou.pref.hiroshima.lg.jp/>

右のQRコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください。⇒



(2) 注意事項

申込期間は、**令和5年11月22日（水）から令和6年1月5日（金）午後5時まで**です。

期間中に正常に受信したものを有効としますので、時間に余裕をもってお申し込みください。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについての責任は一切負いませんので、あらかじめ御了承ください。

操作で不明な点がある場合は、広島県職員採用ポータル右上の「ヘルプ」を確認の上、広島県商工労働局職業能力開発課に連絡してください。

(3) 証明書の提出

上記インターネットによる受験申込後、受験資格を証明する書類として、次の書類を**令和6年1月5日（金）までに到着するよう**郵送してください。

関係免許の取得条件を満たしていない場合は受験できません。申込前に受験資格の確認を希望する人は、広島県商工労働局職業能力開発課までお問い合わせください。

【郵送先】 〒730-8511 広島市中区基町10番52号（広島県庁東館3階）

広島県商工労働局職業能力開発課

ア「2 受験資格」(1) アに記載する免許を有する者は、その免許証の写し

イ「2 受験資格」(1) イ～エのいずれかに該当する者（関係免許の取得資格を有する者）は、取得要件を確認できる書類（主なものは次のとおりです。）

- ・「2 受験資格」(1) イの短期養成課程を修了した者は、修了証明書（コースがわかるもの）
- ・関係免許職種に関する学科を修めた者の「2 受験資格」(1) ウに記載する高等学校の教員の普通免許状（教育職員免許法第4条第1項に定める普通免許状）の写し
- ・都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項に規定する48時間講習の修了証書の写し
- ・関係免許職種の関連学科の修了を受験資格の一部とする者（「2 受験資格」(1) ウ又は別記「受験資格についての説明」(P.5) 2に該当する者）は、履修学科を証明する書類

(4) 受験申込完了後

受験申込完了後の「受験票の取得・印刷」、「合否通知」や「必要書類の提出方法」等については、マイページの中の「広島県からのメッセージ」に掲載することにより御案内しますので、必ず御確認ください（メッセージ掲載予定日は次のとおりです。）。

<メッセージ掲載予定日>

- 受験票の取得・印刷について・・・1月10日（水）までに受験票を掲載
- 合否通知、必要書類の提出方法・・・各合格発表日 午前9時以降
- その他の連絡事項・・・・・・・・・・・・・随時

4 試験の方法

区分	試験項目	実施形式	試験時間	配点	内 容
第1次試験	教養試験*	択一式	120分	50	一般的知識及び知能についての筆記試験（高校卒業程度）
	専門試験	択一式	60分	100	専門的知識、能力等についての筆記試験（出題分野は、専門試験出題分野一覧表参照）
		記述式	60分	100	
第2次試験	面接試験	個別面接	45分	150	使命感、信頼感、コミュニケーション力、判断力、積極性、達成力等についての面接試験

- (注) 1 試験当日実施する全ての試験項目を受験した場合に限り、有効に受験したものとします。
 2 第2次試験は、第1次試験合格者についてのみ行います。
 3 最終合格者は、第2次試験と第1次試験の専門試験（記述式）の成績に基づき決定し、第1次試験のうち、教養試験と専門試験（択一式）の成績は反映されません。
 4 各試験項目において、その成績が一定の基準に達しない試験項目が一つでもある場合、他の試験項目の成績にかかわらず不合格となります。また、教養試験又は専門試験（択一式）の成績が一定の基準に達しない場合は、専門試験（記述式）は採点されません。
 5 *の試験項目は標準化点（素点ではなく平均点及び標準偏差等を用いて算出）を採用しています。
 6 教養試験の例題及び過去の専門試験（記述式）の問題は、広島県ホームページ等で閲覧できます。

※専門試験出題分野一覧表

区 分	択 一 式	記 述 式
電気工事科	電気理論、電気機器、電気製図、計測工学、関係法規、配線設計、電気工事、安全衛生	電気工事、配線設計
情報処理科	アルゴリズムとプログラミング（C言語）、コンピュータシステム（ソフトウェア、ハードウェア）、技術要素（データベース、ネットワーク、セキュリティ）、システム設計	アルゴリズムとプログラミング（C言語）、技術要素（データベース、ネットワーク、セキュリティ）

5 試験の期日・場所

区 分	期 日	場所・通知方法
第1次試験	令和6年1月14日（日） 午前8時30分～（受付開始 午前8時）	広島県庁 （広島市中区基町10-52）
第2次試験	令和6年2月3日（土）から2月4日（日）のうち、 第1次試験合格通知で指定する日	広島市内

- (注) 1 第2次試験の日時・場所等の詳細は、第1次試験合格通知の際、お知らせします。
 2 試験会場及びその周辺への駐車はできません。自家用車での来場は厳禁します。（障害等の事情により自家用車での来場を希望する場合は、必ず事前に広島県商工労働局職業能力開発課に連絡してください。）
 3 試験会場への問合せは厳禁します。

6 合格発表

区 分	期 日	場所・通知方法
第1次試験合格発表	令和6年1月24日（水）	【本人通知】 可否にかかわらず受験者全員に広島県職員採用試験ポータル「マイページ」で結果を通知します。 【インターネット】 午前9時から1時間以内に広島県ホームページに合格者の受験番号を掲載します。（アドレス） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/69/
最終合格発表	令和6年2月9日（金）	

- (注) 最終合格者に採用辞退等があった場合、追加の合格発表を行うことがあります。

7 合格後の留意事項

- (1) 原則として令和6年4月1日以降に採用します。なお、令和6年3月31日までに関係免許を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失います。
- (2) 合格者は主事級で採用されます。ただし、一定の基準を満たす場合、選考の上、主任級として採用されます。
- (3) 給与等は、各人の経歴によって異なりますが、本試験（高校卒業程度試験）で採用された場合の初任給の例としては、令和5年4月1日現在で次のとおりです。

	民間企業等における勤務期間	役職	初任給
例	大学卒業後、職務経験が5年の場合（採用時年齢27歳）	技師	約228,600円
	大学卒業後、職務経験が10年の場合（採用時年齢32歳）	主任	約264,700円
	大学卒業後、職務経験が15年の場合（採用時年齢37歳）	主任	約289,900円
	大学卒業後、職務経験が20年の場合（採用時年齢42歳）	主任	約318,300円
	大学卒業後、職務経験が25年の場合（採用時年齢47歳）	主任	約333,100円
	大学卒業後、職務経験が30年の場合（採用時年齢52歳）	主任	約349,500円
	大学卒業後、職務経験が37年の場合（採用時年齢59歳）	主任	約360,700円

- これは、広島市内に勤務した場合です。
 - 学歴や職歴などにより増減されることがあります。
 - 上記のほか、諸手当として、期末・勤勉手当（1年間に給料月額等の4.4か月分）、特殊勤務手当（給料月額の6%）、扶養手当（子10,000円/月、配偶者等6,500円/月）、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。
 - 採用時年齢60歳超の場合には、初任給月額に7割を乗じた金額になります。
- (4) 採用後は、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としない。」という公務員に関する基本原則に基づいた任用が行われます。

8 試験成績の通知

この採用試験を有効に受験して不合格となった場合は、合格発表の際に、広島県職員採用試験ポータル「マイページ」でお知らせします。

対象者	通知内容
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合得点、総合順位及び試験項目ごとの得点 ※試験項目ごとの得点は、教養試験、専門試験（択一式）及び専門試験（記述式）の得点となります。
第2次試験 不合格者	第1次試験と第2次試験の各総合得点、各総合順位及び試験項目ごとの得点

9 その他

- (1) 障害等の事情により、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に、必ず広島県商工労働局職業能力開発課まで連絡してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などへの対応に関する受験上の留意事項については、広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/recruit/oshirase.html>) に掲載していますので、必ず事前に確認をお願いします。
- (3) 試験当日、自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/saiyo/>) でお知らせします。

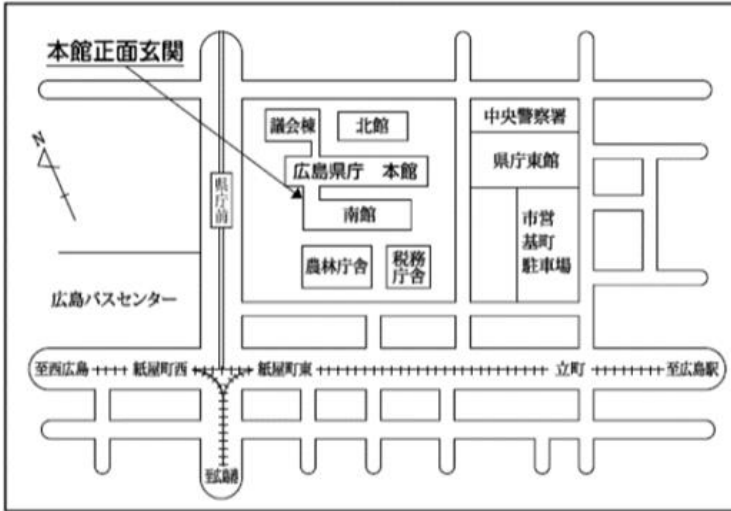
10 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県商工労働局職業能力開発課技能振興グループ 電話 (082) 513-3431

電子メール syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp (左記メールアドレスでの受験申込みはできません。)

第1次試験会場案内図



●広島県庁

※試験当日は本館正面玄関からお入りください。

- ◇ 路面電車
紙屋町東又は紙屋町西電停から
徒歩約3分
- ◇ 各社バス
紙屋町バス停又は広島バスセンターから
徒歩約3分
- ◇ アストラムライン
県庁前駅から徒歩約2分
- ◇ 広島駅又は新白島駅から徒歩約25分

受 験 資 格 に つ い て の 説 明

◎ 2 (1) エの「厚生労働大臣が指定する講習を修了すれば、関係免許を取得できる者」(P.1)の主なものは次のとおりです。

- 1 関係免許職種に対応する1級又は単一等級の技能検定に合格した者
- 2 次の学校において、関係免許職種の関連学科を修めて卒業し、かつ実務経験がある者

卒業区分	実務経験年数
大学卒業	2年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了者	4年以上
高等学校卒業	7年以上

- 3 関係免許に相当する次の訓練科を修了し、かつ実務経験がある者

修了区分			実務経験年数
職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 (職業訓練短期大学校)	応用課程の高度職業訓練修了	技能照査合格	1年以上
	専門課程の高度職業訓練修了 (専門課程の養成訓練修了)	技能照査合格	3年以上
		技能照査合格外	4年以上
職業能力開発校 (職業訓練校)	普通課程の普通職業訓練修了 (普通課程の養成訓練修了)	技能照査合格	6年以上
		技能照査合格外	7年以上
	短期課程の普通職業訓練修了 ※ ただし、訓練時間が700時間以上の準則訓練に限る。		10年以上

(注1)「厚生労働大臣が指定する講習」とは、都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間にわたって指導技法に関する知識を習得する講習。

(注2) 上表の()内は、平成4年の職業能力開発促進法一部改正前の名称